

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

鳥取県人事委員会委員長 佐 蔵 絢 子

鳥取県人事委員会規則第12号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第1条 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和32年鳥取県人事委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号(以下この条において「移動条項等」という。)に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号(以下この条において「移動後条項等」という。)が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等(以下この条において「削除条項等」という。)を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等(以下この条において「追加条項等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条及び項の表示並びに削除条項等を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条及び項の表示並びに追加条項等を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後	改正前
目次 第1章～第3章 略 第4章 昇給(第10条 - <u>第16条</u>) 第5章及び第6章 略 附則 (趣旨) 第1条 この規則は、職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。)第4条及び第18条の規定、職員の育児休業等に関する条例(平成4年鳥取県条例第6号)第6条及び第12条の規定並びに公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年鳥取県条例第3号。以下「公益法人等派遣条例」という。)第6条、第7条第4項及び第16条の規定に基づき、職員の初任給、昇格、昇給等に関する基準を定めるものとする。 (昇格) 第8条 職員を昇格させる場合には、その職務に応じ、	目次 第1章～第3章 略 第4章 昇給(第10条 - <u>第16条の2</u>) 第5章及び第6章 略 附則 (目的) 第1条 この規則は、職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。)第4条及び第18条の規定、職員の育児休業等に関する条例(平成4年鳥取県条例第6号)第6条及び第12条の規定並びに公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年鳥取県条例第3号。以下「公益法人等派遣条例」という。)第6条、第7条第4項及び第16条の規定に基づき、職員の初任給、昇格、昇給等に関する基準を定めることを目的とする。 (昇格) 第8条 職員を昇格させる場合には、その職務に応じ、

かつ、級別資格基準表に定める資格基準に従い、その者の属する職務の級を1級上位の職務の級（次の各号に掲げる給料表の適用を受ける職員の区分に応じ、その職務の級を当該各号に定める級以上に昇格（次項において「特定昇格」という。）をさせる場合で人事委員会が定めるとき及び任用の事情等を考慮して人事委員会が必要と認めるときに限り、上位の職務の級）に決定するものとする。この場合において、その職務の級について必要経験年数及び必要在級年数が定められているときは、そのいずれかを資格基準とする。

(1)～(8) 略

2 第7条各号に掲げる者から引き続いて職員となった者について特定昇格をさせる場合で任用の事情等を考慮して任命権者が特に必要と認めるときは、前項後段の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会の承認を得て、人事委員会が別に定める資格基準によることができる。

3 第1項の規定により職員を昇格させる場合には、その者の勤務成績が良好であることが明らかでなければならない。

4 第1項の規定による昇格は、現に属する職務の級に1年以上在級していない職員については行うことができない。ただし、職務の特殊性等によりその在級する年数が1年に満たない者を特に昇格させる必要がある場合で、あらかじめ人事委員会の承認を得たときは、この限りでない。

5 略

(特別な場合の昇給日)

第10条 給与条例第4条第5項ただし書の人事委員会規則で定める場合は次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書の人事委員会規則で定める日はそれぞれ当該各号に定める日とする。

(1) 勤務成績が良好である職員が次のいずれかに該当する場合 それぞれ次に定める日

ア 業務成績の向上、能率増進、発明考案等により職務上特に功績があったことにより表彰又は顕彰を受けた場合 表彰又は顕彰を受けた日から同日の属する月の翌月の初日までの日

イ 職制若しくは定員の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じたことにより退職する場合 退職の日

(2) 職員が次のいずれかに該当する場合で人事委員会の承認を得たとき それぞれ次に定める日

かつ、級別資格基準表に定める資格基準に従い、その者の属する職務の級を1級上位の職務の級（次の各号に掲げる給料表の適用を受ける職員の区分に応じ、その職務の級を当該各号に定める級以上に昇格させる場合で人事委員会が定めるときに限り、上位の職務の級）に決定するものとする。この場合において、その職務の級について必要経験年数及び必要在級年数が定められているときは、そのいずれかを資格基準とする。

(1)～(8) 略

2 前項の規定による昇格は、現に属する職務の級に1年以上在級していない職員については行うことができない。ただし、職務の特殊性等によりその在級する年数が1年に満たない者を特に昇格させる必要がある場合で、あらかじめ人事委員会の承認を得たときは、この限りでない。

3 略

(昇給日)

第10条 給与条例第4条第5項の人事委員会規則で定める日は、第14条又は第15条に定めるものを除き、毎年1月1日（以下「昇給日」という。）とする。

ア 公務のため死亡し、負傷し、又は疾病にかかり退職する場合（イに該当する場合を除く。）

退職の日

イ 生命をとして職務を遂行し、そのために死亡し、負傷し、又は疾病にかかり退職する場合

退職の日

ウ ア及びイとの均衡上、特に必要があると人事委員会が認める場合 人事委員会が定める日

（勤務成績の証明）

第11条 給与条例第4条第5項本文の規定による昇給は、当該職員の勤務成績について、その者の職務について監督する地位にある者の証明を得て行わなければならない。この場合において、当該証明が得られない職員は、昇給しない。

（初任層職員）

第12条の2 給与条例第4条第6項の行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が2級以下であるもののうち人事委員会規則で定める職員及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員は、給与条例第4条第5項本文に規定する日（以下「昇給日」という。）の前日に属する職務の級がその者に適用される給料表の区分に応じ、特定級号給表（別表第13）の職務の級欄に定める職務の級である職員であって、次に掲げる職員以外のもの（部局内の他の職員との均衡上特に必要があるとしてあらかじめ人事委員会の承認を得た職員を含む。昇給号給数表（別表第14）において「初任層職員」という。）とする。

（1）略

（2）新たに職員となった日後の期間（以下この条において「採用後期間」という。）が特定級号給表の適用年数欄に掲げる年数（以下「適用年数」という。）を超える職員

（3）及び（4）略

（昇給区分及び昇給の号給数）

第13条 職員を給与条例第4条第5項本文の規定による昇給をさせる場合の号給数は、当該職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分（以下この条において「昇給区分」という。）に応じて昇給号給数表

（勤務成績の証明）

第11条 給与条例第4条第5項の規定による昇給（第14条又は第15条に定めるところにより行うものを除く。第13条において同じ。）は、当該職員の勤務成績について、その者の職務について監督する地位にある者の証明を得て行わなければならない。この場合において、当該証明が得られない職員は、昇給しない。

（初任層職員）

第12条の2 給与条例第4条第6項の行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が2級以下であるもののうち人事委員会規則で定める職員及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員は、昇給日の前日に属する職務の級がその者に適用される給料表の区分に応じ、特定級号給表（別表第13）の職務の級欄に定める職務の級である職員であって、次に掲げる職員以外のもの（部局内の他の職員との均衡上特に必要があるとしてあらかじめ人事委員会の承認を得た職員を含む。昇給号給数表（別表第14）において「初任層職員」という。）とする。

（1）略

（2）新たに職員となった日以後の期間（以下「採用後期間」という。）が特定級号給表の適用年数欄に掲げる年数（以下「適用年数」という。）を超える職員

（3）及び（4）略

（昇給区分及び昇給の号給数）

第13条 職員を給与条例第4条第5項の規定による昇給をさせる場合の号給数は、当該職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分（以下この条において「昇給区分」という。）に応じて昇給号給数表に定

に定める号給数とする。

2 略

3 次の各号に掲げる職員の昇給区分は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。

(1) 人事委員会が定める事由以外の事由によって昇給日前1年間(当該期間の中途において新たに職員となった者にとっては、新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間。次号において「基準期間」という。)の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員(前項第5号に掲げる職員に該当する職員及び次号に掲げる職員を除く。) D

(2) 略

4 前項の規定により昇給区分を決定することとなる職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に当該昇給区分に決定することが著しく不相当であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会の承認を得て、当該昇給区分より上位の昇給区分(A及びBの昇給区分を除く。)に決定することができる。

5 略

6 前年の昇給日後に新たに職員となった者又は同日後に第19条の規定により号給を決定された者の昇給の号給数は、第1項の規定にかかわらず、同項の規定による号給数に相当する数に、その者の新たに職員となった日又は号給を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数(1月未満の端数があるときは、これを1月とする。)を12月で除した数を乗じて得た数(1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に相当する号給数(人事委員会が定める職員にあっては、前各項の規定を適用したものとした場合に得られる号給数を超えない範囲内で人事委員会が定める号給数)とする。

7 第1項又は前項の規定による号給数が0となる職員は、昇給しない。

8 第1項又は第6項の規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号給(当該昇給日において職務の級を異にする異動又は第9条第1項に規定する異動をした職員にあっては、当該異動後の号給)の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる職員の昇給の号給

める号給数とする。この場合において、昇給区分をEに決定された職員は、昇給しない。

2 略

3 次の各号に掲げる職員の昇給区分は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。

(1) 人事委員会が定める事由以外の事由によって昇給日前1年間(当該期間の中途において新たに職員となった者にとっては、新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間。次号において「基準期間」という。)の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員(前項第5号に該当する職員及び次号に掲げる職員を除く。) D

(2) 略

4 前項の規定により昇給区分を決定することとした場合に昇給区分がD又はEとなる職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に当該昇給区分に決定することが著しく不相当であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会の承認を得て、当該昇給区分より上位の昇給区分(A及びBの昇給区分を除く。)に決定することができる。

5 略

6 前年の昇給日後に新たに職員となった者の昇給の号給数は、第1項の規定にかかわらず、同項の規定による号給数に相当する数に、その者の新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間の月数(1月未満の端数があるときは、これを1月とする。)を12月で除した数を乗じて得た数(1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に相当する号給数(人事委員会が定める職員にあっては、人事委員会が定める号給数)とする。この場合において、この項の規定による号給数が零となる職員は、昇給しない。

7 第1項又は前項の規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号給(当該昇給日において職務の級を異にする異動又は第9条第1項に規定する異動をした職員にあっては、当該異動後の号給)の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる職員の昇給の号給

数は、第1項及び第6項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。

数は、第1項及び前項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。

(表彰等による昇給)

第14条 勤務成績が良好である職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、人事委員会が定めるところにより、当該各号に定める日に、給与条例第4条第5項の規定による昇給をさせることができる。

- (1) 業務成績の向上、能率増進、発明考案等により職務上特に功績があったことにより表彰又は顕彰を受けた場合 表彰若しくは顕彰を受けた日から同日の属する月の翌月の初日までの日
- (2) 職制若しくは定員の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じたことにより退職する場合 退職の日

(特別の場合の昇給)

第15条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、人事委員会の承認を得て、当該各号に定める日に、給与条例第4条第5項の規定による昇給をさせることができる。

- (1) 公務のため死亡し、負傷し、又は疾病にかかり退職する場合(次号に該当する場合を除く。) 退職の日
- (2) 生命をとして職務を遂行し、そのために死亡し、負傷し、又は疾病にかかり退職する場合 退職の日
- (3) 前2号との均衡上、特に必要があると人事委員会が認める場合 人事委員会が定める日

(最高号給を受ける職員についての適用除外)

第14条 略

(最高号給を受ける職員についての適用除外)

第16条 略

(昇給の特例)

第15条 略

(昇給の特例)

第16条の2 略

第16条 削除

第5章 特別の場合における号給の決定

第5章 特別の場合における号給の決定

別表第1(第2条関係)

学歴免許等資格区分表

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基準学歴区分	学歴区分	

別表第1(第2条関係)

学歴免許等資格区分表

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基準学歴区分	学歴区分	

略		
2 短 大卒	略	
	(2) 短大 2 卒	ア及びイ 略 ウ 学校教育法による高等学校、中等教育学校、 <u>特別支援学校</u> の専攻科（2年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限2年以上のものに限る。）の卒業 エ～カ 略
略		
3 高 校卒	(1) 高校 専攻科卒	ア 学校教育法による高等学校、中等教育学校、 <u>特別支援学校</u> の専攻科の卒業 イ 略
	(2) 高校 3 卒	ア 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は <u>特別支援学校</u> の高等部の卒業 イ 略
略		
4 中 学卒	中学卒	ア 学校教育法による中学校若しくは <u>特別支援学校</u> の中学部の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了 イ 略

備考 略

別表第3の4（第2条の4関係）

教育職給料表(1)級別資格基準表

職種	職務の級 学歴免許	1級	2級	3級	4級
		略			
教諭、養護教諭、 <u>栄養教諭</u> 及び講師（人事委員会 が定めるものに限る。）	略				
略					

別表第3の5（第2条の4関係）

教育職給料表(2)級別資格基準表

略		
2 短 大卒	略	
	(2) 短大 2 卒	ア及びイ 略 ウ 学校教育法による高等学校、中等教育学校、 <u>盲学校</u> 、 <u>聾学校</u> 又は <u>養護学校</u> の専攻科（2年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限2年以上のものに限る。）の卒業 エ～カ 略
略		
3 高 校卒	(1) 高校 専攻科卒	ア 学校教育法による高等学校、中等教育学校、 <u>盲学校</u> 、 <u>聾学校</u> 又は <u>養護学校</u> の専攻科の卒業 イ 略
	(2) 高校 3 卒	ア 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は <u>盲学校</u> 、 <u>聾学校</u> 若しくは <u>養護学校</u> の高等部の卒業 イ 略
略		
4 中 学卒	中学卒	ア 学校教育法による中学校若しくは <u>盲学校</u> 、 <u>聾学校</u> 若しくは <u>養護学校</u> の中学部の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了 イ 略

備考 略

別表第3の4（第2条の4関係）

教育職給料表(1)級別資格基準表

職種	職務の級 学歴免許	1級	2級	3級	4級
		略			
教諭、養護教諭 及び講師（人事 委員会 が定める ものに限る。）	略				
略					

別表第3の5（第2条の4関係）

教育職給料表(2)級別資格基準表

職種	職務の級	1級	2級	3級	4級
	学歴免許				
略					
教諭、養護教諭、 栄養教諭及び講師 (人事委員会 が定めるものに 限る。)	略				
略					

別表第6(第3条の2関係)

教育職給料表(1)初任給基準表

職種	学歴免許	初任給
略		
教諭、養護教諭、 栄養教諭及び講師 (人事委員会 が定めるものに 限る。)	略	
略		

別表第7(第3条の2関係)

教育職給料表(2)初任給基準表

職種	学歴免許	初任給
略		
教諭、養護教諭、 栄養教諭及び講師 (人事委員会 が定めるものに 限る。)	略	
略		

別表第14(第12条の2、第13条関係)

昇給号給数表

昇給区分 職員の区分	A	B	C	D	E
	一般特定 職員	7以上	6又は 5	3	2
一般職員	8以上	6	4	2	0
初任層職 員	8以上	7	5	2	0
昇給抑制 職員	4以上	3	2	1	0

備考 略

職種	職務の級	1級	2級	3級	4級
	学歴免許				
略					
教諭、養護教諭 及び講師(人事 委員会が定める ものに限る。)	略				
略					

別表第6(第3条の2関係)

教育職給料表(1)初任給基準表

職種	学歴免許	初任給
略		
教諭、養護教諭及び講師 (人事委員会 が定めるものに 限る。)	略	
略		

別表第7(第3条の2関係)

教育職給料表(2)初任給基準表

職種	学歴免許	初任給
略		
教諭、養護教諭及び講師 (人事委員会 が定めるものに 限る。)	略	
略		

別表第14(第12条の2・第13条関係)

昇給号給数表

昇給区分 職員の区分	A	B	C	D
	一般特定 職員	7号給 以上	6号給 又は5 号給	3号給
一般職員	8号給 以上	6号給	4号給	2号給
初任層職 員	8号給 以上	7号給	5号給	2号給
昇給抑制 職員	4号給 以上	3号給	2号給	1号給

備考 略

(人事委員会の事務局長に対する事務委任規則の一部改正)

第2条 人事委員会の事務局長に対する事務委任規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第8条第3項の規定に基づき、人事委員会の権限に属する事務の一部を人事委員会の事務局長（以下「事務局長」という。）に委任することに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（委任）</p> <p>第2条 人事委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を事務局長に委任する。</p> <p>（1）～（30）略</p> <p>（31） 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年鳥取県人事委員会規則第10号）第3条第1項第2号、同条第2項、第7条、第7条の2、<u>第8条第2項、第15条又は第20条の規定による承認をすること。</u></p> <p>（32）～（38）略</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第8条第3項の規定に基づき、人事委員会の権限に属する事務の一部を人事委員会の事務局長（以下「事務局長」という。）に委任することに関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（委任）</p> <p>第2条 人事委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を事務局長に委任する。</p> <p>（1）～（30）略</p> <p>（31） 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年鳥取県人事委員会規則第10号）第3条第1項第2号、同条第2項、第7条、第7条の2、<u>第16条の2</u>又は第20条の規定による承認をすること。</p> <p>（32）～（38）略</p>

（職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

第3条 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成18年鳥取県人事委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 略</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年鳥取県条例第109号。以下「改正条例」という。）<u>附則第9項、第18項又は第22項</u>の規定の適用を受ける職員の級別資格基準については、平成20年3月31日（改正条例附則第18項の規定の適用を受ける者にとっては平成23年3月31日）までの間、改正後の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関す</p>	<p>附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 略</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年鳥取県条例第109号。以下「改正条例」という。）<u>附則第10項、第20項又は第24項</u>の規定の適用を受ける職員の級別資格基準については、平成20年3月31日（改正条例附則第20項の規定の適用を受ける者にとっては平成23年3月31日）までの間、改正後の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関す</p>

る規則別表第3の4又は別表第3の9の規定にかかわらず、なお従前の例による。	る規則別表第3の4又は別表第3の9の規定にかかわらず、なお従前の例による。
---------------------------------------	---------------------------------------

第4条 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成18年鳥取県人事委員会規則第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後		改正前	
附則別表（附則第3項関係）		附則別表（附則第3項関係）	
平成14年4月1日から 平成17年3月31日まで	<u>平成21年4月1日</u>	平成14年4月1日から 平成17年3月31日まで	<u>平成21年1月1日</u>
平成17年4月1日から 施行日の前日まで	<u>平成24年4月1日</u>	平成17年4月1日から 施行日の前日まで	<u>平成24年1月1日</u>

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条、第2条及び第4条の規定は、平成19年4月1日から施行する。

（平成19年4月1日における昇給の特例）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）における職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）第4条第5項本文の規定による昇給（以下「特例昇給」という。）については、改正後の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「新規則」という。）第13条の規定は、適用しない。

3 特例昇給により職員を昇給させる場合の昇給の号給数は、新規則第11条に規定する勤務成績の証明に基づくものとし、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める号給数とする。この場合において、第3号に掲げる職員に該当するか否かの判断は、人事委員会が定めるところにより行うものとする。

- （1）勤務成績が特に良好である職員 2以上
- （2）勤務成績が良好でない職員以外の職員（前号に掲げる職員を除く。） 1
- （3）勤務成績が良好でない職員 0

4 人事委員会が定める事由以外の事由によって平成19年1月1日から同年3月31日までの期間の2分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員（前項第3号に掲げる職員に該当する職員を除く。）は、前項の規定にかかわらず、昇給しない。

5 前項の規定の適用を受ける職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に昇給させないことが著しく不相当であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会の承認を得て、昇給させることができる。

6 平成19年1月1日後に新たに職員となった者の昇給の号給数は、附則第3項の規定にかかわらず、0（人事委員会が定める職員にあっては、1）とする。

7 附則第3項又は前項の規定による号給数が0となる職員は、昇給しない。

8 各任命権者において、附則第3項第1号に決定し、昇給させる号給数の総数は、人事委員会が定める範囲内であればならない。

（委任）

9 附則第2項から前項までに規定するもののほか、特例昇給に関して必要な事項は、人事委員会が定める。